

第1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が、平成26年7月23日付け26原第177号で行った「福島県が作成した避難者データベースでとりまとめた避難元、避難先市町村別の避難者数」の公文書（以下「対象公文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は、平成26年7月11日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「福島県が作成した避難者データベースでとりまとめた避難元、避難先市町村別の避難者数」という内容の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 これに対して実施機関は、平成26年7月23日付けで、本件開示請求に対応する公文書は取得・作成していないため不存在であるとして、条例第11条第2項の規定により、公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成26年7月29日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、平成26年8月7日付け福島県指令原第194号により異議申立人に対して補正を命じ、異議申立人は、平成26年8月27日付けで委任状及び異議申立追加書を提出したが、同月27日に異議申立人から個人として異議申立てをする旨申し出があったため、実施機関において異議申立人の適格性を確認したところ、本件処分につき異議申立てをする法律上の利益を有する者であり異議申立人の適格性を有すると判断したことから、同月7日付けで命じた補正は不要となった。
- 5 実施機関は、平成26年9月12日付け福島県指令原第258号により異議申立人に対して再度の補正を命じ、異議申立人は、同月16日付けで再度の命令に従って修正された異議申立書を提出した。
- 6 実施機関は、平成26年10月1日付け26原第285号により当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消すとの決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書の内容から、次のとおりである。

- (1) 公文書開示請求書で請求対象としたのは「避難者データベースでとりまとめた避難者数」であり、これを印字した公文書に限定したものでなく、電子データを含めた記録一切である。
- (2) 福島県が平成26年4月28日に公表した福島県避難者意向調査の報告書には、調査対象として「本県からの避難者68,123世帯」との記載がある。避難世帯数を明示す

る一方、避難者数を示す記録が存在しないことはありえない。また公表すべき重要な情報である。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件対象処分に係る公文書を不開示とした理由は、公文書不開示決定理由説明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

本件開示請求に係る公文書について

- (1) 本件開示請求の対象となる公文書は、避難者情報データベースに記録されている避難者情報について、避難元、避難先市町村別に集計したものであると解した。
- (2) 避難者情報データベースは、避難者の福島県への帰還促進のための支援や復興施策の基礎データとして活用するため、全国避難者情報システムの情報を基に、応急仮設住宅入居者名簿や原発避難者特例法名簿などの情報で補完しながら、県独自に構築したものである。
- (3) 避難者情報データベースには避難者の氏名、生年月日、性別、避難元住所、避難先住所等の情報が記録されているが、避難者数を集計する目的で構築したデータベースではないため、避難元・避難先市町村別の避難者数は一定の集計作業を行わなければ得られないものであり、避難者数を区分・集計した公文書は作成されていないことから、異議申立人が請求している公文書は保有していない。
- (4) 避難者意向調査を実施するに当たり避難者情報データベースの避難者情報を基に調査対象である避難世帯の代表者を集計した避難世帯数は62,812世帯であるが、その際に避難者数は集計しておらず、公文書として保有していない。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 判断に当たっての基本的な考え方

条例第5条に規定されているとおり、何人も公文書の開示を請求する権利が保障されているが、同条の規定による開示の請求をした者が公文書の開示を受けるためには、当該開示の請求をした時点において、実施機関の保有する公文書が存在していることが前提となる。

当審査会は、公文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、異議申立人及び実施機関のそれぞれの主張から、本件開示請求の対象公文書の存否等について、以下判断するものである。

##### 2 本件開示請求の対象公文書の特定について

開示請求書及び異議申立書に記載されている内容を総合すると、開示請求の趣旨は、平成26年4月28日に福島県が公表した福島県避難者意向調査の報告書には避難世帯数が明示されているので、その基本情報ともいえる避難者数について福島県が避難者情報データベースでとりまとめた避難元・避難先市町村別の避難者数に関する公文書の開示を求めるというものである。実施機関は、第4の(1)に記載のとおり対象公文書を特定しているため、実施機関の行った公文書の特定について特に問題があるとは認められなかった。

##### 3 本件開示請求の対象公文書の存否について

(1) 対象公文書の存否に関する確認結果について

異議申立人は、公文書開示請求書で請求対象としたのは「避難者データベースでとりまとめた避難者数」であり、これを印字した公文書に限定したものではなく、電子データを含めた記録一切であると主張する。これに対し、実施機関からは、避難者情報データベースは避難者の福島県への帰還促進のための支援や復興施策の基礎データとして活用することを目的に構築したもので、当該データベースには避難者の氏名、生年月日、性別、避難元住所、避難先住所等の情報が記録されているが、避難元・避難先市町村別の避難者数は一定の集計作業を行わなければ得られない情報であるため、対象となる公文書は保有しておらず不存在であるため不開示としたとの説明があった。

当審査会において、実施機関に対し、避難者データベースに記録された情報を基にした避難者数の集計作業の実績の有無及び避難者数を区分・集計した電子データを含む公文書の存否について調査した結果、当該データベースの情報を基にした実施機関による避難者数の集計の実績はなく、そのため、避難者数を区分・集計したものは電子データであるか用紙に出力した文書であるかにかかわらず作成されているとは推認できなかった。

(2) 避難者意向調査報告書における避難世帯数について

異議申立人は、平成26年4月28日に福島県が公表した福島県避難者意向調査の報告書には「本県からの避難者68,123世帯」との記載があり、避難世帯数を明示する一方で避難者数を示す記録が存在しないことはあり得ないことで、公表すべき重要な情報であると主張している。これに対し、実施機関からは、避難者意向調査を実施するための避難者情報の避難者情報データベースへの取込みは平成25年8月に行ったが、その際に避難者数の集計は行っていなかったこと、さらに、当該調査は避難世帯の代表者を調査対象としたことから避難者数の把握よりも調査対象者の特定及び避難世帯数の把握が優先されたため、当該調査の実施段階において当該データベースの情報を基に避難世帯数の集計は行ったが、その際にもやはり避難者数の集計は行っていなかったことから、電子データを含め公文書として保有しているものはないとの説明があった。

上記の実施機関の説明に関しても、当審査会において調査した結果、実施機関が避難者数を集計した実績はなく、避難者の集計に関する公文書については電子データを含め保有していないことについて、実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められなかった。

(3) その他避難者数に関する保有情報の確認結果について

以上のほか、当審査会は、実施機関に対し、避難者数に関して県が保有する情報の存否について確認したところ、県外・県内の避難者数については福島県のホームページで公表しており、県内避難者数については仮設住宅等の入居者数を避難先市町村別に集計した情報を、県外避難者数については避難先都道府県別に復興庁から提供された情報を掲載しているが、どこの市町村の住民がどこの市町村へ何人避難しているかという情報は保有していないとの回答を得ている。

#### 4 結論

本件公文書開示請求の対象公文書を実施機関が保有していないことについては、以上の実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められず、また、他に公文書の存在を推認させるような事情も認められないことから、本件処分は妥当である。

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙「審査会の処理経過」のとおりである。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成26年10月 1日	・ 諮問書受付
平成26年10月 6日	・ 実施機関に不開示決定理由説明書の提出を要求
平成26年11月 4日	・ 実施機関から一部開示決定理由説明書の提出
平成26年11月 7日	・ 異議申立人に不開示決定理由説明書を送付 ・ 異議申立人に不開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求
平成28年 1月 8日 (第239回審査会)	・ 異議申立ての経過説明 ・ 審議
平成28年 3月 2日 (第241回審査会)	・ 実施機関から一部開示決定理由に対する意見を聴取 ・ 審議
平成28年 4月12日 (第242回審査会)	・ 審議
平成28年 5月20日 (第243回審査会)	・ 審議
平成28年 6月17日 (第244回審査会)	・ 審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿（平成28年8月2日現在）

（五十音順）

氏 名	現 職 等	備 考
五十嵐まりい	国際交流団体 代表	
垣見 隆禎	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
丹野 豊子	行政書士会 会長	
千葉 和彦	弁護士	会長職務代理者